

台風12号災害に対する被災支援の推進に関する緊急決議

台風12号により発生した大水害による被災者に対して、早急な災害復旧と救済支援対策が実現されるよう、議会から基金の創設等を要望したものです。

台風12号災害に対する被災支援の推進に関する緊急決議

このたびの台風12号により発生した大水害により、3人もの尊い人命を失うとともに、今なお行方不明者1人が発見されていない状況であります。

また、被災家屋についても全壊64棟、半壊60棟、床上浸水211棟、床下浸水269棟が判明、流失した農地、農業用施設、道路、橋梁、観光施設をみると、椿山ダムができて以来初めての激甚災害となっています。

日高川町議会としては、亡くなられました3人の方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、残されましたご遺族さまに心から哀悼の意を表します。また被災されましたすべての皆さま方に心からお見舞い申し上げます。

今回の大水害は想像を絶するものであり、二度と起きてはならない、また、起こしてはならない大災害であります。

このため、議会としても特別委員会を組織して検証を行っていますが、住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から、一日でも早く町の復旧、復興ができるよう次に掲げる項目を導入し、早急な災害復旧と救済支援対策が実現されるよう強く要望します。

記

1. 町が有する財政調整基金を活用し、この度の災害により被災された住民のために、台風12号災害復興基金（仮称）を創設すること。創設に際しては、財政調整基金の総額の15パーセント以内の金額で創設すること。
2. 国の激甚指定は3年であることから、すべての事業が完了できるよう原則5年間の時限付きとすること。
3. 国庫補助、県費補助の対象とならない事業等を町独自で支援する特別の措置が講じられること。

以上、決議する。

平成23年11月1日

日高川町議会



去る11月1日、台風12号災害の検証と復旧に関する調査特別委員会は、県土整備部河川・下水道河川課と椿山ダム管理事務所から説明員4名を招いて、台風12号に伴う椿山ダムの洪水調節について勉強会を行いました。説明後、各委員会から質問と意見を述べ、県当局から回答がありました。

最後に委員長から住民への説明会を開催するよう要請しましたが、県は持ち帰って検討すると答えました。

椿山ダムの洪水調節の説明を聞きました